



令和5年8月30日（水） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
住宅課	県営住宅係	牧村 潤一	内線 4836 直通 058-272-8692 FAX 058-278-2783

## 県営住宅使用料（家賃）の過大徴収について

このたび、県営住宅使用料（家賃）の過大徴収が判明しましたので、ご報告します。

### 1 過大徴収の概要

対 象	過大徴収した県営住宅使用料	過大徴収額計
1世帯	令和5年4月分～令和5年7月分	37,600円

### 2 原因

- ・ 県営住宅の家賃は、毎年度入居者の申告に基づき、県が世帯収入を認定の上、収入額に応じて決定する（申告が無い場合は、最高額の家賃と決定する）。
- ・ 令和4年12月、対象者は県から県営住宅の管理業務を受託している岐阜県住宅供給公社（以下、「公社」という。）に収入報告書を提出した。
- ・ 公社は提出のあった書類を確認し、収入報告書の審査を終えたが、収入報告書を未完了書類保管場所へ誤って保管していた。
- ・ 公社は、審査完了した収入報告書を県へ提出する際に、完了書類保管場所に保管された収入報告書をもとに県への提出一覧表を作成した。一方、未完了書類保管場所の書類の確認は行われていなかった。
- ・ このため、県への提出一覧表に対象者の記載がなく、対象者の収入報告書が提出されなかった。
- ・ 県は、公社からの提出書類のみに基づき、対象者の家賃を最高額に決定し4月から徴収を行った。

### 3 経緯

- ・ 8月23日：公社が対象者の退去検査を実施（立会者：対象者の子）
- ・ 8月25日：立会者から公社へ、本年度の家賃が高いと問合せがあり、公社において確認した結果、公社から県へ収入報告書の提出漏れが判明した。  
(同日、公社が対象者に対して説明及び謝罪を実施)

※今後、対象者に対して、過大徴収分の返還及び還付加算金の支払いを行います。

### 4 再発防止策

- ・ 県が家賃を決定するにあたっては、公社に対し、未完了書類も含め、すべての収入報告書を県に提出させる。その際、審査の過程で未完了となっている理由も確認する。